

# 東京都女性の活躍推進責任者設置等奨励金交付要綱

26産労雇労第1005号

平成27年3月31日

一部改正 27産労雇労第442号

平成27年8月20日

一部改正 27産労雇労第1343号

平成28年3月31日

一部改正 28産労雇労第2790号

平成29年3月31日

## (通則)

第1条 東京都女性の活躍推進責任者設置等奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及びこれに基づく依命通達(昭和37年12月11日付37財主調発第20号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この要綱は、女性の活躍推進人材育成事業実施要綱（平成26年12月26日付26産労雇労第774号（以下「事業実施要綱」という。）第6条に基づき、奨励金の交付に関し必要な事項を定めることにより、中小企業等における女性の活躍推進責任者の設置を促すとともに、女性の活躍推進責任者を設置した中小企業等における女性の活躍推進に向けた取組を支援することにより、女性の活躍をより一層推進していくことを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、事業実施要綱の用語の例による。

## (交付対象事業者)

第4条 奨励金の交付対象となる事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、事業実施要綱第3条各号に掲げる要件を全て満たす中小企業等とする。

## (奨励事業)

第5条 奨励事業は、交付対象事業者が女性の活躍推進を図るために実施する、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 女性の活躍推進責任者設置事業（以下「推進責任者設置事業」という。）
- (2) 一般事業主行動計画策定等事業（以下「行動計画策定等事業」という。）

## (交付条件)

第6条 奨励金は、交付対象事業者が、推進責任者設置事業においては次の(1)の条件を満たした場合に、行動計画策定等事業においては次の(2)の条件を満たした場合に、東京都（以下「都」という。）の予算の範囲内で交付する。

### (1) 推進責任者設置事業

交付対象事業者が管理職等に対し、事業実施要綱第4条第1項に定める研修（以下「人材育成研修」という。）を受講させ、同条2項により人材育成研修を修了した後に、当該中小企業等の女性の活躍推進責任者として任命した場合

### (2) 行動計画策定等事業

女性の活躍推進責任者が事業実施要綱第5条第1項に定めるフォローアップ研修（以下「フォローアップ研修」という。）を同条第2項により修了した後、当該中小企業等が次のア及びイの取組を実施した場合

ア 交付対象事業者が行動計画を策定し、東京労働局に届け出たこと

イ 交付対象事業者が、行動計画の内容について従業員向け説明会を実施したこと

2 行動計画策定等事業は過年度又は同一年度内に推進責任者設置事業を実施した場合に実施することができる。

#### (交付額)

第7条 奨励金の交付額は、最大で、次の各号に定める金額を合算した金額とし、都の予算の範囲内で交付する。

(1) 推進責任者設置事業 30万円（定額）

(2) 行動計画策定等事業 30万円（定額）

#### (交付の申請等)

第8条 奨励金の交付申請を行おうとする中小企業等（以下「申請企業等」という。）は、次の各号のとおり交付申請を行わなければならない。なお、交付申請は同一年度内に1回に限り行うことができる。

(1) 推進責任者設置事業

人材育成研修修了者を当該申請企業等の女性の活躍推進責任者として任命する前に、事業計画書兼交付申請書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）及び誓約書（様式第1号の2）のほか、別途定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、推進責任者設置事業と併せて行動計画策定等事業に係る奨励金の交付申請を行う場合も同様とする。

(2) 行動計画策定等事業

行動計画策定等事業のみを実施する場合は、女性の活躍推進責任者がフォローアップ研修を修了した後、事業計画書及び誓約書（様式第1号の2）のほか、別途定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項各号に定める事業については、各1回に限り交付申請を行うことができる。

3 交付申請は、人材育成研修修了後1か月以内に行わなければならない。ただし、行動計画策定等事業のみ実施する場合はフォローアップ研修修了後1か月以内に行わなければならない。

4 従業員が女性のみの申請企業等にあつては、第1項各号に定める事業をいずれも実施し、行動計画に現状を上回る取組目標を掲げる場合に、交付申請を行うことができる。

5 従業員が男性のみの申請企業等にあつては、第1項各号に定める事業をいずれも実施し、行動計画に女性の採用に係る目標を掲げる場合に、交付申請を行うことができる。

6 法定労働時間を超える時間外労働時間が月平均で4.5時間を上回る申請企業等にあつては、第1項各号に定める事業をいずれも実施し、行動計画に長時間労働の是正に係る目標を掲げる場合に、交付申請を行うことができる。

#### (交付の決定)

第9条 知事は、前条により交付の申請があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは奨励金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により、当該交付決定の内容及びこれに付した条件について、当該申請企業等に通知する。

2 知事は、審査の上、適当と認められない場合は不交付決定を行い、不交付決定通知書（様式第2号の2）により、当該不交付決定の内容及び理由について、当該申請企業等に通知する。

#### (申請の撤回)

第10条 知事は、前条第1項の規定により通知をする場合において、申請企業等が交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる旨を

通知する。

- 2 申請企業等は、前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 3 前項により交付申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付決定はなかったものとみなす。

#### (実績報告)

- 第11条 第9条第1項の規定により交付決定通知書を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、交付申請をした事業の全てを実施したときは、速やかに実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 2 事業者は次の期間内に全ての事業を実施しなければならない。
    - (1) 推進責任者設置事業のみ実施する場合 人材育成研修修了日から3か月以内
    - (2) 行動計画策定等事業のみ実施する場合 フォローアップ研修修了日から3か月以内
    - (3) 推進責任者設置事業及び行動計画策定等事業の両者を実施する場合 人材育成研修修了日から5か月以内

#### (奨励金の額の確定)

- 第12条 知事は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、成果が交付条件等に適合していることを認めた場合は、交付すべき奨励金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第4号）により、当該交付決定事業者に速やかに通知する。

#### (奨励金の請求及び支払等)

- 第13条 交付決定事業者は、奨励金の支払を受けようとするときは、前条の規定による奨励金の額の確定の通知後、奨励金請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、奨励金を当該交付決定事業者に支払わなければならない。

#### (是正のための措置)

- 第14条 知事は、前条の規定による実績報告の審査又は第23条の規定による検査等により、事業の成果等が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しない事実が明らかになった場合は、適合させるための措置を命ずることができる。

#### (事業計画の変更等)

- 第15条 交付決定事業者は、第8条第1項により提出した事業計画書を変更又は中止する場合は、変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し)

- 第16条 知事は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消す。
- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令、第14条に基づく命令に違反したとき。
  - (3) 廃業及び倒産等により支援事業の実施が客観的に不可能となったとき。
  - (4) 法令上又は社会通念上、支援するにふさわしくないと判断される事由があったとき。
  - (5) その他、知事が支援するに適當でないと判断したとき。
- 2 前項の規定は、交付すべき奨励金の額の確定があった後においても適用する。

#### (奨励金の返還)

- 第17条 知事は、前条第1項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、奨励金の交付を

受けた事業者（以下「交付事業者」という。）に対し、期限を定めてその返還を命じる。

（違約加算金及び延滞金の納付）

- 第18条 知事が第16条第1項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、前条の規定により奨励金の返還を命じたときは、交付事業者は、当該命令にかかる奨励金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が奨励金の返還を命じた場合において、交付事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、交付事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前二項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第19条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第20条 第18条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（各種補助金との併給調整）

第21条 奨励金は、その交付事由と同一の事由により交付要件を満たすこととなる各種補助金のうち、国、都又は区市町村が実施するもの（国、都又は区市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

（奨励金の経理等）

第22条 交付事業者は事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（検査等）

- 第23条 知事は、交付事業者に対し、事業の実施状況等について検査を行い、又は報告を求めることができる。
- 2 交付事業者は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

（事業成果の公表等）

- 第24条 知事は、交付事業者に対し、女性の活躍推進の取組等について、随時報告を求め、必要に応じて助言を行うほか、取組内容を公表することができる。
- 2 交付事業者は、前項の取組等の公表について、業務等に重大な支障があると認められる場合を除き、これに応じなければならない。
- 3 知事は、第1項による公表等を通じて、中小企業における女性の活躍推進の取組を促すよう努めるものとする。

（都の事業への協力）

第25条 交付事業者は、女性の活躍推進の取組の普及のため、女性の活躍推進人材育成事業以外の都の実施する女性の活躍推進に関する事業にも協力するよう努めるものとする。

(その他)

第26条 奨励金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

年 月 日

東京都知事 殿

企業等の所在地

企業等の名称

代表者役職・氏名

㊟

事業計画書兼交付申請書

東京都女性の活躍推進責任者設置等奨励金について、東京都女性の活躍推進責任者設置等奨励金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業実施期間 交付決定の日 ～ 平成 年 月 日

2 交付申請額及び交付申請に係る事業計画

交 付 申 請 額 金 円

(1) 女性の活躍推進責任者設置事業	申請	有 ・ 無 (※いずれかに○)	
	女性の活躍推進責任者 任命予定者 役職・氏名		
	人材育成研修修了年月日	平成 年 月 日	
(2) 一般事業主行動計画策定事業	申請	有 ・ 無 (※いずれかに○)	
	フォローアップ研修 修了予定時期	平成 年 月 修了予定	
	一般事業主行動計画策定 事業のみを申請する場合  ( 過年度に女性の活躍推進 責任者を任命した事業者 )	フォローアップ研修受講年月日	平成 年 月 日
		女性の活躍推進責任者 役職・氏名	
		女性の活躍推進責任者任命日	平成 年 月 日

注1:女性の活躍推進責任者は、東京都の実施する女性の活躍推進人材育成研修を修了していることが要件となります。

注2:過年度に女性の活躍推進責任者を任命した事業者を除き、行動計画策定等事業のみ申請することはできません。

### 3 企業の概要等

業 種			
常用労働者数	人	内訳	男性 人
			女性 人
			都内就業者 人
			その他 人

※本事業では、常用労働者数に兼業役員は含みません。

### 4 本申請に係る連絡先

部 課 係 名			
職・担当者氏名			
連絡先	電話番号		FAX 番号
	メールアドレス		

## 誓約書

東京都知事 殿

東京都女性の活躍推進責任者設置等奨励金交付要綱第8条の規定に基づく奨励金の交付申請にあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

- 要綱第8条第1項による交付申請日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。
- 労働関係法令について次のア～オを遵守していることを誓約します。
- ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
- イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
- ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間を超える時間外労働をさせていないこと。
- エ みなし労働時間制（事業場外労働のみなし労働時間制、裁量労働制）において、労使協定又は労使の合意で定められた時間が法定労働時間を超える場合、その時間が月80時間以下であること。
- オ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。
- \* これらに類する事業とは、接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業も含みます。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
- また、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
- \* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・暴力団員を雇用している者
  - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 本奨励金に関し提出する書類の写しは、すべて原本と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

この誓約に違反又は相違があり、同要綱第16条の規定により奨励金の交付決定の取消しを受けた場合において、同要綱第17条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じます。

企業等の所在地

企業等の名称

代表者役職・氏名

⑩



(企業等の所在地)  
(企業等の名称)

年 月 日付で申請のあった東京都女性の活躍推進責任者設置等奨励金については、下記のとおり交付する。

年 月 日

東京都知事



記

第1 交付金額 金 円

第2 事業の内容等

東京都女性の活躍推進責任者設置等奨励金（以下「奨励金」という。）は、交付決定事業者が実施する女性の活躍推進を図るための取組について次のとおり交付する。

事業名	金額
女性の活躍推進責任者設置事業	
一般事業主行動計画策定等事業	

第3 通則

交付決定事業者は、事業を行うに当たっては、この文書に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及びこれに基づく依命通達（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）並びに東京都女性の活躍推進責任者設置奨励金交付要綱の定めに従わなければならない。

第4 交付条件

1 実績報告

交付決定事業者は、交付申請をした事業の全てを実施したときは、実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 奨励金の額の確定

知事は、提出があった実績報告書の内容の審査により、当該報告に係る事業の成果が交付条件等に適合しているものと認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、交付額確定通知書により、当該交付決定事業者に通知する。

3 決定の取消し

(1) 知事は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この交付決定を取り消す。

ア 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定を受けたとき。

イ 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

(2) (1)の規定は、2の規定により交付すべき奨励金の額が確定した後においても、適用があるものとする。

#### 4 奨励金の返還

知事は、3の(1)の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に交付事業者に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

#### 5 違約加算金及び延滞金の納付

(1) 知事が3の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、4の規定により奨励金の返還を命じたときは、交付事業者は、当該命令にかかる奨励金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) 知事が奨励金の返還を命じた場合において、交付事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、交付事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(3) 前二項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

#### 6 違約加算金の基礎となる額の計算

5の(1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

#### 7 延滞金の基礎となる額の計算

5の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 8 各種補助金との併給調整

奨励金は、その交付事由と同一の事由により交付要件を満たすこととなる各種補助金のうち、国、都又は区市町村が実施するもの(国、都又は区市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。)との併給はできないものとする。

#### 9 奨励金の経理等

交付事業者は事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### 10 検査等

知事が、交付事業者に対し、事業の実施状況等について検査の実施又は報告を求めた場合には、交付事業者は、これに応じなければならない。

#### 11 事業成果の公表等

(1) 知事は、交付事業者に対し、女性の活躍推進の取組等について、随時報告を求め、必要に応じて助言を行うほか、取組内容を公表することができる。

(2) 交付事業者は、前項の取組等の報告及びその公表について、業務等に重大な支障があると認められる場合を除き、これに応じなければならない。

#### 12 都の事業への協力

交付事業者は、女性の活躍推進の取組の普及のため、女性の活躍推進人材育成事業以外の都の実施する女性の活躍推進に関する事業にも協力するよう努めるものとする。

### 第5 申請の撤回

交付決定事業者は、この奨励金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合には、この交付決定の通知受領後14日以内に、その申請を撤回することができる。

文 書 番 号  
年 月 日

（申請企業等） 殿

東京都知事



年 月 日付けで申請のあった東京都女性の活躍推進責任者設置等奨励金については、  
下記により、交付しないこととしたので、通知する。

記

1 交付しない理由

東京都知事 殿

企業等の所在地

企業等の名称

代表者役職・氏名

印

実績報告書

東京都女性の活躍推進責任者設置等奨励金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、事業の実績について関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 事業の実績報告

(1) 女性の活躍推進責任者設置事業		実績報告	有	・	無	(※いずれかに○)
女性の活躍推進責任者 役職・氏名						
女性の活躍推進責任者任命日		平成	年	月	日	(※注1)
(2) 一般事業主行動計画策定等事業		実績報告	有	・	無	(※いずれかに○)
フォローアップ研修受講日		平成	年	月	日	
一般事業主行動計画策定届 届出年月日		東京労働局受理日 平成	年	月	日	(※注2)
従業員向け説明会	開催日	平成	年	月	日	(※注3)
	参加人数	人				

注1：女性の活躍推進責任者の任命日を確認できる書類（辞令や任命書等）を添付のこと。

注2：「女性活躍推進法で定める一般事業主行動計画策定届」（東京労働局の受理印の押印があるもの）の写しを添付のこと

注3：従業員説明会の開催及び従業員の参加を確認できる書類（説明会開催通知、策定した「一般事業主行動計画」、参加者名簿、参加者アンケート集計結果）を添付のこと。

3 本報告についての連絡先等

部 課 係 名			
職・担当者氏名			
連 絡 先	電話番号		FAX 番号
	メールアドレス		

（企業等の所在地）

（企業等の名称）

年 月 日付（文書番号）により交付決定した東京都女性の活躍推進責任者設置等奨励金については、提出された実績報告書を審査した結果、事業の成果が当該奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を次のとおり確定します。

女性の活躍推進責任者設置等奨励金

金 円  
（交付決定額 円）

年 月 日

東京都知事



年 月 日

東京都知事 殿

企業等の所在地

企業等の名称

代表者役職・氏名

㊞

奨 励 金 請 求 書

年 月 日付（文書番号）をもって交付決定通知のあった事業について、東京都女性の活躍推進責任者設置等奨励金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

年 月 日

東京都知事 殿

企業等の所在地

企業等の名称

代表者役職・氏名

㊟

### 変更承認申請書

東京都女性の活躍推進責任者設置奨励金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり、事業計画を

〔 変更 〕  
〔 中止 〕 したく、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更又は中止の内容

2 変更又は中止の理由